

周南市須金和紙センター施設分類別計画



平成30(2018)年9月
(令和5(2023)年3月改訂)
周南市

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状と課題.....	3
第5章 今後の施設の方向性.....	4
第6章 計画期間.....	5
参考資料.....	6

第1章 本計画の目的

周南市須金和紙センター施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の須金和紙センターについて、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

須金和紙センターは、平成3（1991）年に須金和紙伝統工芸の伝承、保存及び教育の振興を図ることを目的として設置した施設で、須金和紙センター条例を制定し、須金和紙振興協議会に委託して管理運営を行っています。

須金地区は、徳山藩の三白政策の要として、江戸時代から和紙づくりが盛んに行われていましたが、時代の変遷とともに衰退していきました。その後、昭和55（1980）年ごろから、須金中学校が須金和紙の復活に取り組み、生徒たちが自ら手漉きで卒業証書を作るなど、郷土の伝統文化の継承が進められました。

こうした須金和紙復活の機運は地域全体に広がり、この活動を地域ぐるみで推進していくため、須金地区に保存されている紙漉きの伝統技術継承の場として、さらには須金中学校生徒と交流しながら実習できる教育実習施設として、平成3（1991）年に須金和紙センターを設置しました。須金中学校は平成18（2006）年度から休校となりましたが、その後、須磨小学校の児童たちが、和紙絵や卒業証書の制作などを引き継いでおり、開館当初から管理運営に携わっている須金和紙振興協議会による紙漉き体験の受け入れなどの活動を通して、地域の活性化に寄与する施設となっています。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

本計画の対象となる施設の施設分類は教育文化施設であり、文化スポーツ課が所管します。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	須金和紙センター	大字須万2439番地の1	須金	地域

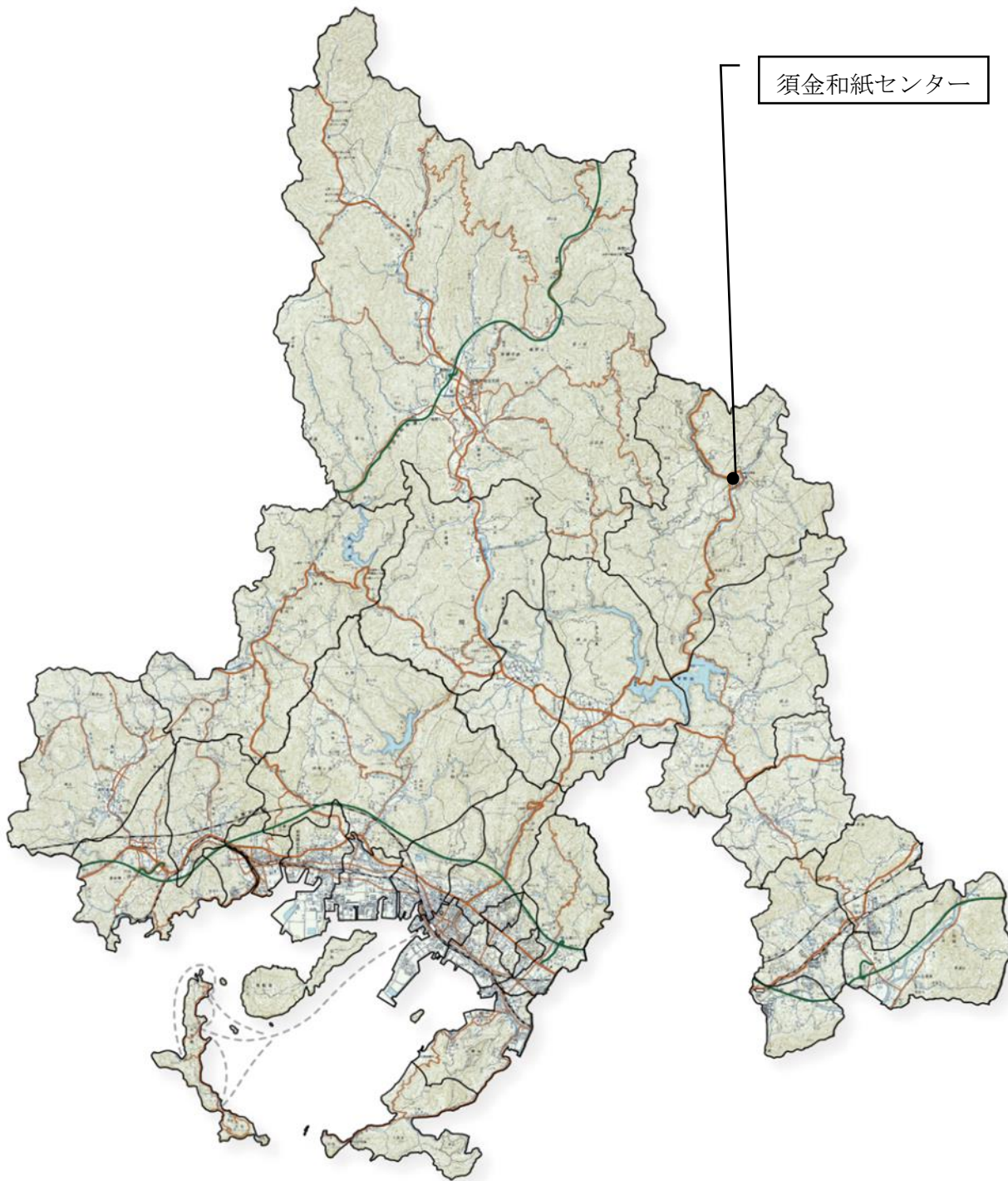


【紙漉き作業場】



【和紙絵作業場】

図表 2 施設位置図



第4章 施設の現状と課題

(1) サービスの現状と課題

須金和紙センターは、須金和紙の伝承・保存と和紙工芸の教育の推進を目的に設置し、開館当初より管理運営に携わっている須金和紙振興協議会の活動場所として利用されています。その活動内容は、産業観光ツアーや体験プログラムなどによる紙漉き体験や和紙絵体験の受け入れなどであり、地域外の方々に須金和紙の魅力を伝えています。

また、地元の須磨小学校児童に、紙漉きや和紙絵を指導するとともに、楮（こうぞ）の皮はぎ作業を須磨小学校児童・教員と一緒にしています。

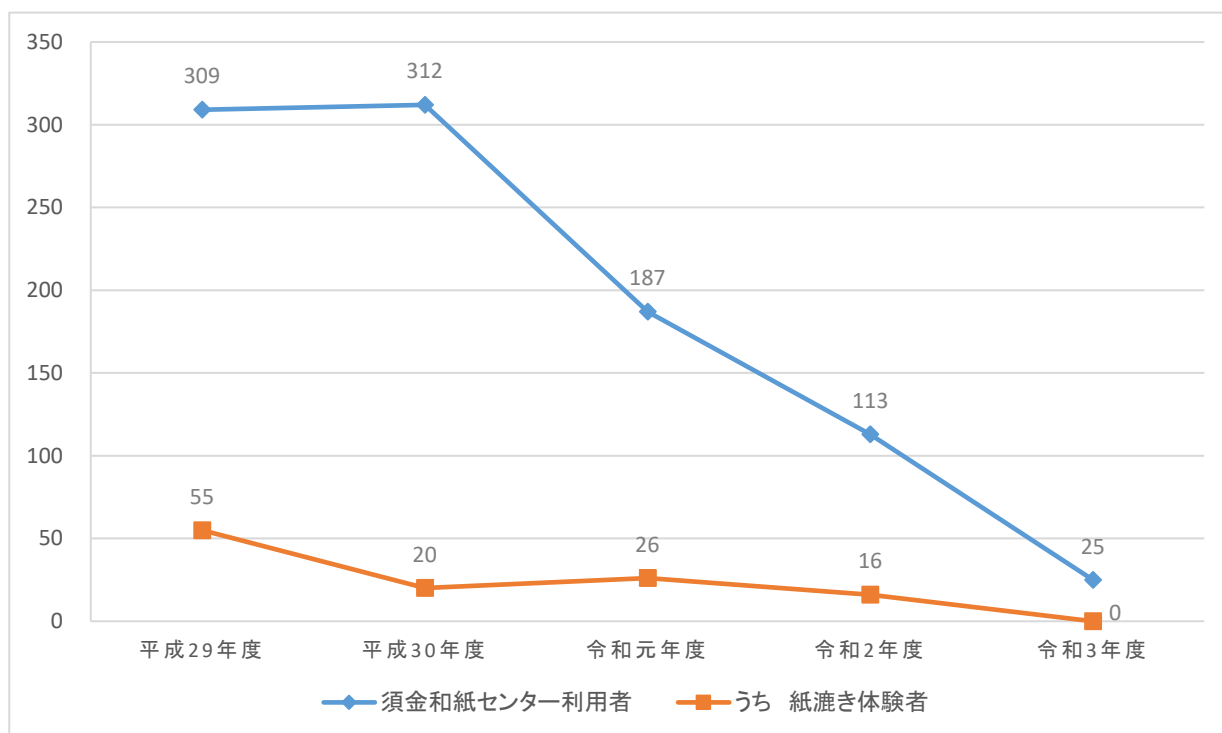
毎週水曜日には和紙絵グループによる和紙絵教室を実施していましたが、メンバーの高齢化により、コロナ禍をきっかけに現在も活動休止中となっています。そのため利用者数については、令和元（2019）年度から大きく減少していますが、地域外からの紙漉き体験の受け入れなどは、引き続き行われています。

会員の高齢化と会員数の減少という傾向にあり、また、紙漉き指導者が1名しかおらず、和紙絵グループのメンバーも高齢化していることから、活動を支える人材、後継者の確保が必要です。

今後も地域の人口は減少し、高齢化率が高い水準で推移すると予測されており、地域以外の利用者の増加を図る必要があります。

施設の管理は、須金和紙振興協議会に清掃を委託しており、利用者受付等も協議会事務局が行っています。1年間のコストは、光熱水費、委託料、修繕料など、全体で42万円程度の経費で維持管理しています。

図表3 施設の利用者数の推移



・新型コロナウイルスの影響による休館（R2.3.3～3.31、R2.4.6～5.24、R3.8.31～9.26、R4.1.14～2.20）

(2) 建物の現状と課題

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 4 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物													
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果	バリアフリー の状況	ハザードマップの状況						
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波		
1	須金和紙センター	155.84	113.72	1991	W /22年	経過	新耐震	53.40	未対応	なし						

* 自主点検対象外

* 構造:W(木造)

* 法定耐用年数:減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

須金和紙センターは、平成 3 (1991) 年の建築で、建築後 30 年以上経過しています。平成 30 (2018) 年までに、給水管の保温修繕、井戸ポンプの取替修繕、凍結による給水管修繕、浄化槽ブローア交換などの修繕を実施しています。

現在、問題となるような破損箇所等は見受けられませんが、適宜、必要な修繕を実施する等、適切な施設の維持管理に努めていく必要があります。

第 5 章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、**最終的な判断・決定にあたっての材料**とします。

一次評価を実施したところ、須金和紙センター施設の方向性は、継続利用(現状維持)となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料 2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

一度消えかけた須金和紙の歴史は、須金中学校の生徒の手により復活し、地元団体の須金和紙振興協議会の手引き継がれ、須磨小学校の児童とともに継承されています。

須金和紙センターは、伝統工芸の技術と郷土の歴史と文化を伝承する場、地域のつながりと活性化を生み出す場として、地区にとって大切な施設であることから継続利用とし、須金和紙振興協議会等、地元団体と、担い手の確保や利用の促進等について、施設の設置目的や意義、継続性等も含めた協議を行いながら検討を進めていきます。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 5 具体的な方針と実施時期(予定)

N o.	施設名	主たる建物							一次評価	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	結果		R5	R6	R7	R8	R9
1	須金和紙センター	31	W /22年	経過	新耐震	53.4	未対応	なし	継続利用(現状維持)	継続利用					

第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料 1（第 4 章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第 4 章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表 6 建物の現状一覧（詳細）

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	主たる建物										R4自主点検結果														総合劣化度	バリアフリーの状況					ハザードマップの状況															
		総床面積 (m ²)	床面積 (m ²)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	【建築編】							【設備編】							対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消		多目的 トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波															
								1.構造 部材		2.外壁、防水		3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備		7.敷地													1.電気設備					2.機械設備									
								基礎	屋根	ドレン・とい	外壁・ひさし	扉	窓	防火戸	床仕上	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	欄干 (C、B、フェンス等)												排水設備 (備満)	分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置	外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備	屋内消火栓	給排水配管	ボイラー・給湯器	タンク類
1	須金和紙センター	155.84	113.72	1991	W /22年	経過	新耐震	B	A	B	B	A	A	-	A	-	B	B	-	-	-	A	A	A	B	-	A	-	-	-	-	未	A	-	A	53.40	未対応	-	×	×	×	なし					

* 自主点検結果

・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。

A:劣化がなく建物の利用に支障なし

B:劣化はあるが建物の利用に支障なし

C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある

・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

(1) 施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ		
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性	
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止		
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続 ◇ サービス廃止	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ ◇ 共同利用 ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 ◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲		
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）		
		◇ 複合化（集約化）の検討 ◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（集約化） ◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（共用化）		
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	⇒ ◇ 多目的化	
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し	

これらの検討により、導き出される施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

周南市須金和紙センター施設分類別計画

平成30(2018)年9月

(令和5(2023)年3月改訂)

地域振興部 文化スポーツ課

〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話 0834-22-8622

FAX 0834-22-8428

電子メール ed-sports@city.shunan.lg.jp